

# 定 款

平成25年4月1日

一般社団法人海外邦人安全協会

## 一般社団法人海外邦人安全協会定款

### 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人海外邦人安全協会（以下「協会」といい、英語名を JAPAN OVERSEAS SECURITY ASSOCIATION、略称を JOSA という）という。

(事務所)

第2条 協会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

### 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 協会は、邦人の海外渡航及び海外生活における安全対策に必要な情報提供及び助言を行い、もって邦人の海外安全及び国際理解を推進することを目的とする。

2 海外に進出している日本企業及び団体（以下「企業」という）に対し、海外安全情報の提供、海外安全対策の助言及び海外安全のために必要な資料を提供し、もって企業の海外安全を推進することを目的とする。

(事業)

第4条 協会は、前条の目的を達成するため、国内外において、次の事業を行う。

- (1) 邦人の海外渡航及び海外生活の安全に関する情報の収集並びにこれらに必要な調査、研究
- (2) 前号に掲げるものの成果の発表及び刊行物の頒布
- (3) 邦人の海外渡航及び海外生活の安全のために必要な情報提供及び広報活動
- (4) 企業に対する海外安全情報及び資料の提供
- (5) 企業に対する海外安全に必要な対策及び組織作りのための助言
- (6) 海外安全対策における政府との協力
- (7) 海外安全に関する講習会、講演会等の開催
- (8) 邦人の国際理解の推進に寄与する事業
- (9) 第1号から第8号までの事業に関する労働者派遣法に基づく労働者派遣事業
- (10) その他協会の目的を達成するために必要な事業

### 第3章 社員

(社員の種類)

第5条 協会の社員は、次の3種とする。

- (1) 法人社員 海外に進出する企業で協会の目的に賛同するもの
- (2) 特別社員 協会の目的に賛同し事業を支援する企業及び個人
- (3) 個人社員 協会の目的に賛同する個人

2 前項の社員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「法人法」という。）に規定する社員とする。

(入社)

第6条 協会の法人社員、特別社員又は個人社員（以下「社員」という）になろうとする者は、入社申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 会長は、入社可否を本人に通知しなければならない。

(入会金及び会費納入)

第7条 社員は、社員総会において別に定めるところにより、入会金及び会費を納めなければならない。

(任意退社)

第8条 社員は、任意にいつでも退社することができる。

2 社員が退社しようとするときは、退社届を会長に提出しなければならない。

(除名)

第9条 社員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- (1) 協会の名誉を汚し信用を損なうような行為があったとき。
- (2) 定款又は社員総会の決議を無視する行為があったとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により社員を除名しようとするときは、当該社員総会の日の1週間前までに当該社員に通知し、かつ、社員総会で弁明の機会を与えなければならない。

3 会長は、社員を除名したときは、除名した社員に対しその旨を通知しなければならない。

(社員資格の喪失)

第10条 前2条の場合を除くほか、社員は次の各号のいずれかに該当したときは、社員資格を失う。

- (1) 成年後見の審判を受けたとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) 失踪宣告を受けたとき。
- (4) 社員である企業が消滅したとき。
- (5) 2年以上会費を滞納したとき。
- (6) 総社員が同意したとき。

#### 第4章 社員総会

##### (種別)

第11条 社員総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

##### (構成)

第12条 社員総会は、全ての社員をもって構成する。

##### (権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 入社の基準並びに入会金及び会費の額
- (2) 理事及び監事（以下「役員」という）の選任及び解任
- (3) 役員の報酬等の額
- (4) 定款の変更
- (5) 社員の除名
- (6) 事業報告書、貸借対照表及び正味財産増減計算書
- (7) 事業の全部又は一部の譲渡
- (8) 解散及び残余財産の帰属の決定
- (9) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

##### (開催)

第14条 社員総会は、通常総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の決議をしたとき。
- (2) 総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。

##### (招集)

第15条 社員総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも2週間前までに通知しなければならない。

##### (議長)

第16条 社員総会の議長は、その社員総会において、出席した社員の中から選出する。

##### (定足数)

第17条 社員総会は、社員の過半数の出席がなければ開会することができない。

##### (決議)

第18条 社員総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席社員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところとする。なお、議決権は1社員につき1票とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は総社員の3分の2以上の多数をもって行なう。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 役員を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

##### (書面表決等)

第19条 社員総会に出席できない社員は、理事会が定めた方法により、予め通知された事項について書面をもって表決し、又は他の出席社員に表決権の行使を委任することができる。この場合、その社員は出席したものとみなす。

##### (決議の省略)

第20条 理事又は社員が、社員総会の開催目的である事項につき、書面又は電磁的方法により提案した場合において、当該提案につき社員の全員が、理事会の定めたところにより、書面又は電磁的記録をもって同意の意思表示をしたと

きは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第21条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印するものとする。

3 第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間備えて置かなければならない。第19条に規定する委任状その他の代理権を証明する書面並びに議決権行使書及び前条の規定により社員総会の開催を省略したときは、当該提案に同意する旨の意思表示を記載した書面又は電磁的記録についても同様とする。

第5章 役員等

(種類及び定数)

第22条 協会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 1名

(3) 専務理事 1名

(4) 理事 3名以上10名まで(会長、副会長、専務理事を含む)

(5) 監事 1名以上

2 前項の会長をもって法人法に規定する代表理事とし、副会長及び専務理事をもって同法第91条第1項に規定する業務執行理事(理事会の決議により法人の業務を執行する理事として選任された理事をいう。)とする。

(役員を選定)

第23条 理事及び監事は、社員総会において法人社員及び特別社員である団体の代表者またはその代表者から指名された者、個人である特別社員及び個人社員のうちから選定する。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

4 理事及び監事に異動があったときは、2週間以内に登記する。

5 監事は、協会又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(役員の職務及び権限)

第24条 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより協会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その業務執行に関する職務を代行する。

3 専務理事は、会長、副会長を補佐し、協会の常務を統括する。また、副会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより職務を執行する。

5 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、協会の業務及び財産の状況を調査することができる。

3 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

4 監事は、前項の報告をするため必要があるときは、理事会の招集を請求し、若しくは招集することができる。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結のときまでとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結のときまでとする。

3 前2項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した理事または監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の終了するまでとする。

4 役員については、再任を妨げない。

5 役員が第22条に定める定数に足りなくなるとき又は欠けたときは、任期の終了または辞任により退任した後も、それぞれ新たに選任された役員が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第28条 役員は、全て無報酬とする。但し常勤の役員に対しては、社員総会において定める総額の範囲内において、報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。なお、同支給基準は社員総会において別に定める。

2 前項の規定にかかわらず、役員には費用を弁償することができる。

(損害賠償責任の免除)

- 第29条 協会は、法人法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる役員（役員であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、理事会の決議によって免除することができる。
- 2 協会は、法人法第115条第1項の規定により、外部理事又は外部監事との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度は、同法第113条で定める最低責任限度額とする。

(顧問及び参与)

- 第30条 協会に顧問及び参与若干名をおくことができる。
- 2 顧問及び参与は、理事会の同意を得て学識経験者のうちから会長が委嘱する。
- 3 顧問及び参与は、会長の諮問に応じ意見を述べ、又は会議に出席して意見を述べることができる。

## 第6章 理事会

(理事会の設置)

- 第31条 協会に理事会をおく。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第32条 理事会は、次の職務を行う。
- (1) 協会の業務執行の決定
  - (2) 理事の職務の執行の監督
  - (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職
  - (4) 総会に提出する議案

(招集)

- 第33条 理事会は、会長が招集する。
- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、副会長が理事会を招集する。副会長も欠けたとき又は副会長に事故があるときは、あらかじめ定められた順位による理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

- 第34条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。
- 2 前条第2項の規定は、理事会の議長につき準用する。この場合「招集する」とあるのは「議長となる」と読み替えるものとする。

(決議)

- 第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、理事の全員が当該提案について書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する理事会の決議があったものとみなす。但し、監事はその提案に異議を述べたときは、この限りでない。
- 3 理事または監事が、理事及び監事的全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。
- 4 前項の規定は、第24条第5項に規定する報告については適用しない。

(議事録)

- 第36条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成しなければならない。
- 2 理事会に出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、会長の選任を行う理事会については、他の出席した理事も記名押印する。
- 3 第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間備え置かなければならない。前条第2項の規定により作成した理事会の議決を省略する意思表示を記載した書面又は電磁的記録についても同様とする。

## 第7章 資産及び会計等

(事業年度)

- 第37条 協会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(資産の構成)

- 第38条 当協会の資産は、入会金、会費、寄付金、事業収入及びその他の雑収入からなるものとする。

(資産の管理)

- 第39条 協会の資産は、会長が管理し、その管理方法は、理事会の決議を得て会長が別に定める。

(経費の支弁等)

第40条 協会の経費は、資産をもって支弁する。

2 毎事業年度の決算において剰余金を生じたときは、翌年度に繰り越すものとする。

(事業計画及び予算)

第41条 協会の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(会計書類等)

第42条 会長は、毎事業年度終了と共に、次の書類を作成し、監事の監査を受けただうえで、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 事業報告書の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時社員総会に提出し、その承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(抛出品品の不返還)

第43条 社員が社員資格を喪失したときには既納の入会金、会費及びその他の抛出品金は、これを返還しない。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第45条 協会は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の処分制限)

第46条 協会の清算に伴う残余財産の処分は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 公告の方法

(公告)

第47条 協会の公告は、電子公告による方法とする。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法とする。

## 第10章 事務局

(事務局及び職員)

第48条 協会に事務局を置くことができる。

2 事務局に、次の職員を置くことができる。

(1) 事務局長 1名

(2) 職員 若干名

3 事務局に関する規程は、理事会の決議を得て会長が別に定める。

4 事務局長及び職員は、理事会の決議を得て会長が任免する。

(事務の執行)

第49条 協会の事務の執行の方法については、総会で定める規約によるほか、理事会で定める。

(備え付け帳簿及び書類)

第50条 事務局には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。

(1) 定款

(2) 社員名簿及び社員の異動に関する書類

(3) 役員、職員の名簿及び履歴

(4) 許可、認可等及び登記に関する書類

(5) 定款に定める機関の議事に関する書類

(6) 事業報告書及び附属明細書

- (7) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書
- (8) その他必要な帳簿及び書類

(細則)

第51条 この定款に定めるもののほか、必要な細則は、理事会の決議を得て会長が別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第37条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 第23条の規定にかかわらず、この法人の最初の代表理事は、荒義尚とし、監事は、大日方和雄とする。